

## 予防接種に関する事務に係る特定個人情報保護評価書(全項目評価書)の変更について

### 1. 概要

令和4年3月17日付事務連絡「公金受取口座を活用した公金給付の実施に向けて」（厚生労働省健康局健康課予防接種室結核感染症課）に基づき、予防接種法（昭和23年法律第68号）による給付の支給（資料2のとおり）に関する事務について、公金受取口座に対応するため、個人情報保護評価を再実施するもの。

### 2. メリット

給付対象者が、事前に公金受取口座を登録しており、利用希望の意思表示があった場合には、請求書等への口座情報の記載等が不要となるため、申請手続き時の負担を軽減することができる。

### 3. 給付対象者数

10名（令和5年4月末現在）

### 4. 全項目評価書変更点一覧(公金受取口座対応部分のみ抽出)

変更箇所	項目	変更内容
P3	I-基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容 ※	予防接種による健康被害救済給付の際に確認する情報に、公金受取口座情報を追加。
P7	I-基本情報 (別添1) 事務の内容	公金受取口座情報を取得する流れを図に追加。 ・情報の提供元として国を追加。 ・情報の流れについて㉑～㉓を追加。
P8	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目 ※	予防接種情報ファイルに記録される項目に公金受取口座情報を追加。
P8	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	記録される項目の公金受取口座情報に、予防接種における給付のため、対象者の公金受取口座情報を保有することを追加。
P9	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	公金受取口座の入手元として、行政機関・独立行政法人等（内閣総理大臣）を追加。
P9	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	予防接種健康被害救済制度の申請を受けた際に公金受取口座情報を入手するため、「公金受取口座情報については、申請の都度、本人による利用希望の意思表示がある場合に情報提供ネットワークを介して入手」することを追加。
P9	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑥使用目的	使用目的に、予防接種健康被害救済給付認定のため、本人による利用希望の意思表示があるものに限って、給付先となる公金受取口座情報を確認することを追加。
P9	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	予防接種における給付先の確認のため、公金受取口座情報を使用することを追加。
P18	II 特定個人情報ファイルの概要 (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目	マイナンバー管理情報に公金受取口座情報を追加。